

令和8年度 研修室利用団体登録申請書 (新規・継続)

令和 年 月 日

分 野	舞踊・合唱・楽器・絵画・手工芸・その他	種 目		
フリガナ				
団体名				
地区在住の方	フリガナ			
	氏名			
	連絡先	住 所		
		電 話 ()		
利用の窓口となる方	フリガナ			
	氏名			
	連絡先	住 所		
		電 話 ()		
会員数	人 (男性)	人・女性	人)	
会 費	あり 円 (月 / 年)	なし		
会員募集	あり (活動内容欄に条件等を記入) ①見学 可・不可 ②連絡先の開示 可・不可 ◆氏名 ◆TEL			
活動内容				
備考				
上記の通り申請します。	承認書 受取	取扱 職員		

※ 利用の不許可又は取消について…裏面をご覧ください

**次に該当する場合は東希小コミュニティハウスの利用の不許可又は許可の取消
し
を行うことがあります。**

1 営利のみを目的として利用するとき

- (1) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。

2 利用の目的がコミュニティハウスの設置目的に反するとき

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。

3 コミュニティハウスの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき

- (1) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
(2) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。
(3) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。

4 コミュニティハウスの管理上支障があるとき

- (1) 騒音等により、他の利用者や一般市民に危険・迷惑が及ぶおそれがあると認められるとき。
(2) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
(3) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
(4) 定員を超える利用のとき。

5 その他、コミュニティハウスが必要と認めたとき

- (1) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

(※不許可・許可取消の詳細については、「コミュニティハウス利用のご案内」をご確認ください。)

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので、コミュニティハウスの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。